豊洲市場車両入退場設備に伴うＩＣタグ等取扱要領

第１　遵守

　　豊洲市場に入場する車両（産地車両、臨時登録車両、緊急車両、特殊自動車、歩行型運搬車、バイク及び自転車を除く。）は、東京都中央卸売市場豊洲市場自動車登録要領に基づき、自動車登録を行い、登録証及びＩＣタグの貸与を受けるとともに、豊洲市場における交通規制等を遵守しなければならない。

　　ただし、来場の頻度が概ね週２回に満たない車両については、ＩＣタグを貸与しない。

第２　ＩＣタグの貸与

　　場長は、ＩＣタグ貸与の申請を受けたときは、これを審査した上で、ＩＣタグを貸与する。

　２　ＩＣタグは、登録車両以外に使用してはならない。また、他人に譲渡し若しくは貸与してはならない。

第３　東京都への報告

　　貸与を受けた者が以下のいずれかに該当した場合には速やかに報告しなければならない。

　（１）ＩＣタグを紛失又は破損したとき

　（２）ＩＣタグの盗難に遭ったとき

　（３）ＩＣタグが故障又は摩耗等により使用できなくなったとき

　（４）車両の買い替え等により車両番号の変更があったとき

第４　ＩＣタグの返還

　　貸与を受けた者は、以下のいずれかに該当した場合には速やかにＩＣタグを返還しなければならない。

1. ＩＣタグを使用する必要がなくなったとき
2. ＩＣタグの使用実績が３か月以上なかった場合において場長からＩＣタグの返還を命じられたとき
3. 自動車登録証を返還又は没収されたとき

　２　場長は、貸与を受けた者が以下のいずれかに該当した場合はＩＣタグの効力を抹消し、貸与したＩＣタグを直ちに返還させるものとする。

1. 虚偽の申請など不正の手段によって貸与を受けたとき
2. 第２の２の規定に違反したとき
3. 東京都中央卸売市場条例第１０３条及び第１２０条の規定により処分を受けたとき
4. 前各号に掲げるほか市場の秩序若しくは公共の利益を害したとき
5. 場長が特に返還する必要があると認めたとき

第５　その他

　　ＩＣタグの利用者は、善良な注意を持って管理しなければならない。

　２　ＩＣタグを紛失及び故意により破損した場合は、利用者は実費相当額を負担すること

　３　ＩＣタグの電池の交換に係る費用は、利用者が負担する。

この要領は平成28年６月10日から適用する。

年　　　月　　　日

東京都中央卸売市場長　殿

【申　請　者】

　（会社名又は商号）

　　　　　　　　　　　　（代表者又は営業主）　　　　　　　　　印

（代表者印）

（住所）

（電話番号）

貸与申請書

　豊洲市場車両入退場設備に伴うＩＣタグ貸与を申請します。

なお、貸与にあたっては豊洲市場車両入退場設備に伴うＩＣタグ等取扱要領を遵守し、ＩＣタグを使用しなくなった場合のほか東京都への報告事由が発生した場合若しくは東京都からＩＣタグの返還を求められた場合には、速やかに東京都に届出又は返還します。

万一、不正使用した場合には、豊洲市場入場停止等の行政処分を受けても異議申し立て致しません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＩＣタグ番号 |  | 取扱者 |
| 確認年月日 | 年　　　月　　　日 |  |